

第26回議会力向上会議記録（抄）

（29. 2. 21）

一、協議事項について

本日の会議では、前回の会議で持ち帰りとなった次の協議事項に関する事項について、各会派等の意向聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった。（別紙資料参照）

1. 政務活動費について

- (1) 「領収書等のインターネット公開に際して、10万円以上30万円未満の備品を購入した場合において、提出する比較見積もり書の採用しなかった分の業者名等を公開するか否か」について

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	現在、提出された証拠書類等は、業者名を明らかにして全て公開されているので、同じように公開したほうがよいと考えている。
公明党 堺市議団	・相見積書は、業者名をマスキングし、採用、不採用にかかわらず全て公開すべきである。 ・業者名をマスキングするのは、インターネット・紙ベースにかかわらず行うべきである。
ソレイユ堺	提出された相見積書は、業者名を明らかにして全て公開するべきと考えるが、業者名を公表することが業者の正当な利益を害することになるのであれば、インターネット・紙ベースにかかわらず業者名をマスキングして公開すればよいと考える。
自由民主党・ 市民クラブ	提出した比較見積もり書の採用しなかった分については、業者名等を公開する必要はないと考える。
日本共産党 堺市議会議員団	・提出された相見積書を全て公開することが、金額等の妥当性について市民への説明責任を果たせる機会であると考えている。 ・業者名を公表することが業者の正当な利益を害することになるのであれば、インターネット・紙ベースともに業者名をマスキングして公開すればよいと考える。
長谷川 俊英議員	提出された相見積書は、業者名を明らかにして全て公開するべきと考えるが、もう少し議論を続けた方がよいのではないかと。

【協議結果】

提出された相見積書のインターネット公開等については、業者名等をそのまま公開するのか、もしくは業者名等をマスキングして公開するのかについて、再度、各会派等に持ち帰り、インターネット公開時期までに、議会力向上会議において改めて協議することとした。

(2)「旅費の考え方については、実費を充当できると決定したが、実費に昼食及び夕食代を含んで考えるのか否か」について

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	宿泊プランに食事代が含まれるのであれば可とする。ただし、社会通念上ふさわしくないとと思われるものについては、当然避けるべきと考える。
公明党 堺市議団	<ul style="list-style-type: none"> ・夕食について、政務活動の中に入るとは言い難いため含まない扱い。 ・昼食について、政務活動の中の一環とするか否か、まとまっていないため要検討事項としたい。 ・朝食について、宿泊料に含まれていることが多いため、政務活動の中に含んでよいと考える。
ソレイユ堺	視察中の昼食・夕食代に政務活動費を充当することは妥当ではない。ただし、視察先の目的を持った会議・会合などで食事をする場合には、政務活動費を充当することは可能であると考えます。
自由民主党・ 市民クラブ	視察先の会議の中での昼食・夕食など、視察行程の中なら政務活動費を充当することは可能であると考えます。
日本共産党 堺市議会議員団	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食、夕食代に政務活動費を充当することは不可とする。 ・朝食については、宿泊料に含まれていることが多いため、政務活動費を充当することは可とする。
長谷川 俊英議員	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食については、宿泊料に含まれていることが多いため、宿泊費として考えてよいのではないかと。政務活動費を充当できるのは、基本的に朝食代までとした方がよい。 ・出張先や研修先での主催者が行う飲食を伴う会議・会合などの食事代は認めてもよいと考える。このことについては、現在の運用指針に規定されている研修費等の考え方で対応すればよいと考える。 ・視察先への手土産代については、配慮していただきたい。

【協議結果】

本件については、視察目的から逸脱する行為、また恣意的な行為ではない場合に限って、合理的経路による視察行程で宿泊を伴う朝食代相当は旅費の中で認める扱いとした。それ以外の食事代については、政務活動費の運用指針に規定されている基準に則って処理する扱いとした。

また、視察先謝礼品に対して政務活動費を充てることについても確認した。

(3)「備品台帳の書式・記載内容」及び「備品台帳の写しの議長への提出」について（資料2参照）

【協議結果】

本件については、別紙（資料2）のとおりとし、備品台帳の写しについては議長へ提出することを確認した。

(4) 「事務所・自動車（自家用）等の維持・補修費の取り扱いを認めるか否か」について

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	会派として考えはまとまっていないが、資産価値の向上にあたらぬものなら一定認めてもよいのではないかと意見があった。
公明党 堺市議団	資産形成に資すると考えるため、政務活動費を充当することは困難であると考える。
ソレイユ堺	政務活動費を充当することは認められない。
自由民主党・ 市民クラブ	資産価値の向上にあたらぬものなら認めてもよい。
日本共産党 堺市議会議員団	資産形成につながると考えるため、認められない。
長谷川 俊英議員	原則、認めない方がよい。

【協議結果】

本件については、資産価値の維持・向上に資するものについては認められないが、政務活動で消耗するものについては認める扱いとした。

(5) 按分の考え方について

前回の会議において、正副座長から示された以下の按分の考え方について、各会派等の意向聴取を行い、協議を行った。

なお、「各政令指定都市の政務活動費の使途に関する按分基準」（資料1）もあわせて示された。

- ①按分の基準は設けず、実態に応じて按分する。
- ②原則として、実態に応じて按分するが、按分が困難なものについては、一定の按分を定めておく。
- ③すべてにわたって一定の按分を定める。

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	「①」の考え方でよいが、上限を設けるなら規定してもよいと考える。
公明党 堺市議団	・「①」の考え方でよいが、挙証資料をしっかりと揃えていかなければならない。 ・按分が困難なものについてもあるのではないかと意見もあった。
ソレイユ堺	・「②」の考え方でよい。 ・実態に応じて按分することが基本であるが、按分が困難なものについては、議会以外の外部も巻き込んで検討を行い、法的な検証に耐える一定の按分基準を定めていただきたい。
自由民主党・ 市民クラブ	「①」の考え方でよい。

日本共産党 堺市議会議員団	「①」の考え方でよいが、今後、按分の基準を定めていく方向で検討してもらいたい。
長谷川 俊英議員	・「②」の考え方でよい。 ・一定の按分基準がない項目については、挙証資料をしっかりと揃えていかなければならない。

【協議結果】

本件については、「①按分の基準は設けず、実態に応じて按分する」もしくは「②原則として、実態に応じて按分するが、按分が困難なものについては、一定の按分を定めておく」、以上2つの考え方について、今後議論を深めていくことを確認し、引き続き議会力向上会議において協議していくこととした。

- (6) 「自動車・備品・事務機器のリースを利用した場合、議員を辞めた後の残りのリース期間の取り扱いをどうするか」について

【協議結果】

本件については、自己資金でリースを継続することは可能とすることを確認した。

- (7) 「個人に依頼したポスティングについては、委託契約書をもって見積書・請求書の提出を省くことの是非」について

【各党派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	個人・企業にかかわらず、提出が決まっているものについては、原則どおり提出すべきである。
公明党 堺市議団	個人・企業にかかわらず、提出が決まっているものについては、原則どおり提出すべきである。ただし、例えば、ポスティングであれば部数・町名まで示した配布場所・金額等を明記させることで、委託契約書で代用できるとも考えられるとの意見もあった。
ソレイユ堺	見積書・請求書の提出を義務付けた理由は、不正を行っていないことを客観的に確認できるようにするためであり、客観的に確認できる挙証資料があることが重要である。実態として、個人の受託者に見積書等を作成してもらうことは困難であり、また発注者側である議員が見積書等を作成して提出してもらうのは、提出を義務付けた主旨から疑問が残る。このことから、個人に依頼する時には、委託契約書にしっかりとした内容が記載しているなら、委託契約書をもって見積書等にかえることができるとしていただきたい。
自由民主党・ 市民クラブ	緊急にポスティングをしなければならない時に、個人に依頼しなければならない時もある。個人の場合、複雑な資料を作成することを嫌うため、見積書の作成までは困難である。そのような緊急時に個人に依頼した場合などは、提出書類に差をつけてもよいのではないかと。

日本共産党 堺市議会議員団	個人の場合は金額が少ないことが多いと思われるため、配布部数や地域等を記載していれば、委託契約書をもって見積書等にかえることもよいのではないかと。
長谷川 俊英議員	政務活動費検査員から「個人に依頼したポスティングにおいて、見積書等を個人に対して求めることは現実的ではない面もあるが、運用指針に規定されている以上は提出すべき」と指摘されていることを踏まえ、現在、運用指針に基づいた処理を行っている。しかし、印刷・ポスティングの経費だけが、他の経費に比べ厳しい規定でよいのかという議論も必要であり、現実的でないのであれば現実に即した改正をしてもよいのではないかと。

【協議結果】

本件については、見積書と契約書の性格をふまえ、引き続き議会力向上会議において協議していくことを確認した。

2. その他

前回の会議において、委員から意見があり、各会派等で持ち帰りとなっていた案件について協議を行った。

①委員会開催時の委員席に席札を設置することについて

【協議結果】

平成29年4月から実施することとし、議会運営委員会において報告することとした。

②議員を対象とする研修会の一般公開について

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	公開・非公開は委員長のその都度の判断に委ねることよい。
公明党 堺市議団	あくまで議員を対象とする研修会であり、様々な質問を忌憚なく行う環境を整えるため、公開は控えた方がよいと考える。
ソレイユ堺	原則公開としておき、状況に応じて非公開も可とするなどの運用とすべきである。
自由民主党・ 市民クラブ	あくまで議員同士の勉強会であるため、公開する必要はない。
日本共産党 堺市議会議員団	非公開の場合の取り扱いをしっかりと定め、公開できるものは公開した方がよい。
長谷川 俊英議員	堺市議会基本条例に掲げる透明性の確保等、根本精神に立ち戻って考えるべきである。

【協議結果】

本件については、各会派等の意見の一致には至らず、今後、傍聴者、報道関係者への公開、インターネット中継の取り扱いも含め、改めて協議を行うこととなった。